

研究ノート

矢内原忠雄のインド金融論における史料運用方法の分析
——日本における地域研究の成立期の在り方について——

伊澤 裕二*

要 旨

日本地域研究の創始者である矢内原忠雄について、先行研究は多い。しかし、矢内原が長年、インドについて研究してきたにもかかわらず、彼のインド論についての研究は少ない。そこで、本稿では矢内原が使ったであろう史料に遡り、彼のインド金融論を精読する。そして、彼がどのように自身の論を作っていったかを解き明かす。その作業は、日本における地域研究の第一世代の研究方法を明らかにする事に繋がるであろう。

矢内原のインド金融論での主張は①インドの金がロンドンで保有され英国のためにつかわれる、②インドはインド内で金を使用したいと主張するも英国に無視されるというものである。それらの主張は C.N. ヴァキル・M.K. ムランジャン『インドにおける貨幣と物価』、G.B. ジャタール・S.G. ベリ『インド経済論』第二巻を主に参考にしてている。そういった二次史料から矢内原は海外情勢を把握し、経済政策的な顛末も手に入れた。そして、彼は宗主国と植民地の関係という視点から二次史料を分析し、日本での地域研究としての嚆矢となったのである。

キーワード

矢内原忠雄、インド金融、史料、地域研究、C.N. ヴァキル、G.B. ジャタール

はじめに

矢内原忠雄（1893（明治26）年–1961（昭和36）年）は、東京帝国大学経済学部教授であり、内村鑑三の流れをくむ無教会派キリスト教徒である。彼の学問における専門は植民研究であり、主著として『植民及植民政策』、『帝国主義下の台湾』、『満州問題』、『南洋群島の研究』、そして『帝国主義下の印度』が挙げられる。矢内原は戦前戦時を通して日本の対外膨張とそこに伴う不義を批判した。そのことにより大学から出ていかざるをえなくなったこと（いわゆる矢内原事件）、またキリスト教的観点からの平和主義者としても良く知られている。戦後は東

* 執筆 者：伊澤裕二

所属機関：立命館大学経済学研究科経済学専攻博士前期課程

連絡先：〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1

E-mail：ec022062@ed.ritsumei.ac.jp

京大学に復学する。そして植民政策学を国際経済学と名称変更し、日本における国際経済学・国際関係論の祖としても有名である。その後、南原繁の後を継いで東京大学総長になり、大学の自治や教育に関して尽力した¹。

矢内原の植民論における本格的な始まりは、1926(大正15)年の『植民及植民政策』である。そこでは、まず一般的植民論をあげて、次に各国の植民地事情を取り上げ、説明する構成で書かれている。その中で、インドはイギリス植民地の代表として度々取り上げられている²。

また、矢内原は1920(大正9)年から、英独を中心に海外留学にいつている。その間に拓殖局より調査を嘱された『英国植民省に就て』(拓殖局、1921年)の材料を集めて書きあげた、と述べている³。当時世界の中でも植民地保有国として、最大版図を誇っていた英国だ。その英国植民地の中でも代表格であり、「植民地中の植民地」⁴であるインドについて、矢内原は自身の植民論における初期から、研究していたのである。

そして、矢内原のインド論としての集大成が1937(昭和12)年3月に出版された『帝国主義下の印度』である。その9ヶ月後の12月に、矢内原は大学を去ることになるので、『帝国主義下の印度』は戦前、大学教授であるうちに発表された最後の著書となった。つまり、1920年に留学を命じられ英国植民政策を研究したときから1937年まで、矢内原が東京帝国大学にて教鞭を振っている間、常にインドは矢内原の研究対象であり続けた、ということである。

しかし、膨大な矢内原に関する先行研究の中で、矢内原のインド論について扱った研究は少ない。スーザン・タウンSENDは矢内原のインド論を全体的に概説し紹介する研究を行った⁵。そこでの史料批判は矢内原が註に挙げた文献を紹介するに止まる。イギリス・インド経済史研究では『帝国主義下の印度』について「先駆的研究」⁶と称し、先行研究の一つとして取り上げるが、分析の対象としては扱っていない。従って、先行研究では矢内原がインド論において使った史料まで分析し、精読したものは管見の限り見当たらない。

そこで、本稿では矢内原が使った史料について、矢内原が如何にそれを利用したかを分析していく。こういった作業を通してこそ、彼の著作の意味がよりいっそう際立つことに繋がるだろう。

本稿ではインド金融論での史料運用方法を検討する。矢内原の他の植民地論では金融論・貨幣政策論はほとんど取り上げられていない。だが、このインド論では、大きく金融論が取り上げられている⁷。これは、彼の植民地論の中で、イギリスの植民地であるインドに特有のことである。

そうした背景から、Iではインド金融論に関して、彼がどのように史料を使い、立論しているかを取り上げる。

IIでは、原論文から『帝国主義下の印度』の間に、どのような修正がなされていたかを見た後に、矢内原の史料の入手源にも触れる。原論文「印度幣制の植民政策的意義」は1929年であり、『帝国主義下の印度』は1937年の出版である。この約8年の間での変更点について検討する。

こうして「社会科学的地域研究の誕生」⁸を告げたとも言われる、矢内原における史料運用方法を検討することを通して、日本の学問における地域研究の第一世代の方法を明らかにしたい。それを通じて、近代日本における地域研究の成立期のあり方を見る。

I. 矢内原インド金融論における史料の使い方

さて、ここからは矢内原のインド金融論について、彼がどのように史料を使いながら、自身の論を立てて言ったかを検討する。矢内原はインド金融論について、銀本位制・金為替本位制・金地金本位制と移り変わったと見た。そしてその際には、ハーシェル委員会、ファウラー委員会、バビントン・スミス委員会、ヒルトン・ヤング委員会と、幣制改革調査の委員会が設立されている。

よって、ここからはその時代区分・各委員会の役割に添った形で、矢内原の言説を見ていく。まずは銀本位制に関する言説から見る。

1. 銀本位制 銀価の下落

矢内原の主張の中で、銀本位時代に起こった重大な出来事といえば、1873年以降の銀価の暴落である。以下に矢内原の主張を見ていこう。

銀本位国が相次いで銀を廃貨したことによる需要の減退・銀の生産量の増加という供給の増進により、銀価は暴落した。この際、問題となる事は、銀本位国であるインドの貨幣・ルピーの価値が英国のポンドに比べて下がっていくことにある。

ルピーの対外価値の下落は印度の財政経済に対して大脅威を与えた。先づ財政上より見れば印度政府は銀ルピーを以て租税其他歳入を徴収し、しかも“home charges”（本国費）と称せらるる巨額の対英本国支払の歳出は金貨払である⁹。

本国費の額が変わらなくとも、銀が値下がりすればするほど相対的に支払の比重は大きくなっていく。このためにインド側が希望した対応策が金本位制、乃至は世界的な複本位制への同調であった。しかし、「英本国政府の態度は終始一貫してこれに反対」していた。一方、1892年にはアメリカがシャーマン法を廃止し、国際複本位制の潮目が変わる。その頃、インド政府による財政負担軽減の請願を背景に、ハーシェル委員会が任命された。かくして1893年に委員会の報告を基に改革がなされることになる。その内容を矢内原は、銀の自由鑄造を禁止・銀兌換の紙幣発行を停止・1ルピー純金7.53344グリーン（1シリング4ペンス）の割合で金提供者にルピーを交付すること・1ポンド金貨を15ルピーの割合で政府に支払うことが出来ること・1ポンド15ルピーの割合で金貨もしくは金地金で兌換できる紙幣を発行することとまとめ

る。そして銀貨は法貨のままであり、金貨の自由鑄造を認めなかったことに対し、C.N. ヴァキル¹⁰から引用し、「事情の勢によって金本位制は印度に採用せらるることになったが、印度をして出来得るだけ従前通りの銀貨使用国たらしむる様の処置が取られたのである」と、なし崩し的な中途半端な改革であると評した。その中途半端たるゆえんを矢内原は「英国が自国の金本位制を擁護せんと欲したから」であると言う。「英国が金の花を持たんがために、印度には銀の花を持たしたのである。印度は英国の色黒き侍女である。色黒き侍女に色白き貨幣。何と色彩の配合の美しいことであるよ！」と英国の姿勢に対し、皮肉を用いて批判した¹¹。

さて、この銀本位制の節で、本文中ではC.N. ヴァキルの文章を二回引用している。しかし、銀貨暴落から約20年にわたる通史的な叙述も、引用と同じ文献であるC.N. ヴァキル & S.K. ムランジャン¹²『インドにおける貨幣と物価』を参考をしていると思われる。本稿の最後に附した表1は、インド金融論についての矢内原の記述・内容と、矢内原が引用していた文献の、註に示された箇所以外も調査した結果である。つまり、矢内原が本文の参考にしたであろう部分の対応表だ。

表を見ればわかるとおり、銀価下落に関わる主張の中で、①は、銀価下落とそれに付随するルピーの対ポンド比価の減価がインド経済に影響を与える事実確認である。②において金貨国に対するルピー対外価値低下による、具体的なインドでのデメリットが語られた。そこで、③では銀価下落の影響を改善する案をインドが英国に要求する。しかし④で、英国が拒否し、⑤でその改革案が語られた。そして⑥においてその批評が加えられる。②・⑥とケール¹³の『インド経済研究入門』から筆者は引用している。また④は、意味が多少違う文である。しかし、この②・④・⑥は一文で簡潔に述べられているものを引用した結果であって、同様の内容はヴァキルの『インドにおける貨幣と物価』にも詳しく書かれている¹⁴。銀貨下落・国際複本位制・1893年の幣制改革という流れはヴァキル、ケール両氏に共通であり、この通史解釈は通説であった可能性が高い¹⁵。また、矢内原は原論文の本文註1、2で金銀生産額やルピー為替の変動といった統計史料もヴァキルの同書から引用している。

こういったインド人による著作、特にC.N. ヴァキル『インドにおける貨幣と物価』を参考に、銀価下落から1893年の幣制改革までの通史やその解釈を矢内原は書き上げた可能性が高い。そして、英国の自己保全の思惑と、インドの要求が無視されるということが、ここでの矢内原の主張となる。

2. 金為替本位制 (1) 為替調整の意味

なし崩し的な金本位制から、1898年ファウラー委員会を経て、1899年本格的に金本位制へと移行させようとする。そこで、「一ソヴェリン及び半ソヴェリン金貨を法貨として流通」させることが決定した。だが、ルピー銀貨も「依然無制限に法貨として通用」させることになる。一方、金貨流通のため、紙幣準備と一般国庫金と別に、特別準備金を設置することが決まっ

た。この特別準備金が、金本位準備である。ところがこの金本位準備について、インド政庁はインドにて金のまま保有したいと主張したが、英国政府はロンドンで金とポンド証券で保有すると決定した、と矢内原はまとめる¹⁶。

そして、「金準備上の困難を伴う」ので、ルピーを提供するものに対して金を交換する義務を法的に定めなかった。そのため金本位準備は「為替安定の目的のために利用せらるるもの」として利用されるようになっっていく。為替安定のプロセスを矢内原はこう述べた。

即ちルピー相場が強調を呈するときは之を一志四片以上に昇らしめざるため政府は倫敦に於てルピー払送金手形たる印度省手形を売出し、之によりて得たる英貨は金本位準備に加える、(印度に於ては通貨の膨張倫敦に於ては金本位準備の膨張)。反之一九〇七 - 一九〇八年の恐慌時に於けるが如くルピー為替相場が下落するときには政府は之を引上げて一志四片の相場を快復せしむるため、印度に於て倫敦宛送金手形たる逆印度省手形を売出し、その支払は金本位準備中より為す(印度に於ては通貨縮小、倫敦に於ては金本位準備縮小)¹⁷。

つまり、ルピーの為替市場、特に対英為替相場が1ルピー=1シリング4ペンスを上回ろうとするとき、これはルピーの需要が高まるときだ。その場合、インドは英国に対して輸出超過であり、英国はインドに送金しなければならない。しかし、直接金や金貨を送る方法は採らなかった。公定価格である1シリング4ペンスに、直接に金及び金貨を輸送する費用を足した価格、これは英国にとっての金輸出点である。この金輸出点の価格で、インド省がロンドンにてインド植民地政府宛ルピー払いの手形を売り出す。するとわざわざ、高い市場価格でルピーを買ったり、直接貨幣を送ったりするようリスクをとらず、このインド省手形の価格にルピーの対外価値は落ち着く。つまり、英国にとっての金輸出点以上の相場にルピーの対外価値は上らないことになるのだ。そして手形が売れた分だけロンドンにあるインド省の金本位準備に蓄積され、インドに送られた手形の分だけ、ルピーがインド市中に流れる。

また、逆にルピー為替相場が下落するときは、ルピーの需要が低いときである。そのとき、インドは英国に対して輸入超過であり、英国はインドから送金を受ける形になる。ここからは、先ほどと逆である。公定価格から金を送らせる経費を差し引いた価格、英国にとっての金輸入点だ。インド政庁がこの金輸入点の価格でインドにて、英国インド省宛ポンド払いの手形を売る。するとインドからは送金のため、少しでも安くルピーを売らない為に、また直接貨幣を送るようリスクをとらず、この逆インド省手形の価格に為替相場は落ち着く。そして、逆手形が売れた分だけインド市中からルピーは引き上げられ、ロンドンに送られた手形の分だけ、金本位準備から英国内でポンドが支払われることになる¹⁸。

この際、金やポンド・銀やルピーは英国インド間で移動しない。金が必要になる場合は、イ

ンドが輸入超過の場合、イギリス市中に流すときだけである。対して、インドではルピー銀貨が無制限法貨であり、金を直接に必要としない。これが、「金貨の流通せざる金本位制」¹⁹、金為替本位制である。

この金為替本位制に対して様々な外的な要因がありながらも「英本国政府が一貫して印度の金を倫敦に保有することを欲したることに其の根本原因を看ざるを得ない」²⁰、と矢内原は評した。

ここまでのファウラー委員会と金為替本位制のメカニズムについて、矢内原の史料の使いかたを見ていこう。⑦を見れば、まとめている順番こそ違えど、G.B. ジャター²¹・S.G. ベリ²²『インド経済論』第二巻の内容と、矢内原のファウラー委員会についての記述は、ほぼ同じであることがわかる。この『インド経済論』第二巻は、矢内原の論文と同じ1929年に出版されたものだ。しかし矢内原論文の註の中で挙げられているので、彼がこの文献を見ることが出来る環境にあったことは確実である。この一連の記述で、金貨を自由鑄造するも銀貨も依然として無制限法貨のままであること・ルピーと金の割合は1シリング4ペンスであること・金本位準備の設立などの事実が確認できる。

為替調節の部分では、先の『インドにおける貨幣と物価』において、また『インド経済論』第二巻ともに記述がある²³。そこでは両文献共に、1シリング4ペンス8分の1と1シリング3ペンス32分の29という上下限の具体的な価格が書かれている。そういった具体的な数値は原論文には記載されずに約7年半後に出版される『帝国主義下の印度』において追加されることになった²⁴。具体的な数値や処理よりも、⑧にもあるようにインドに金を保有することをインド植民地政府が主張する・それが無視され金がロンドンに保有され移動しない・金が英証券に投資される、という従属関係が矢内原の主張の本丸であることが窺える。

3. 金為替本位制 (2) 銀貨の上昇

さて、かかる体制は第一次世界大戦中の銀貨の上昇によって終わりを迎える。1917年8月に1ルピーに含まれる銀の価値が1シリング4ペンスにあたり、「名目価値と金属価値が一致」してしまうことになった。こうなってしまえば、政府がルピーを鑄造するたびに損失が出てしまう。また、ルピーは溶解され、銀として退蔵される恐れもある。こういった状況の対策として、インド省手形の売り出し価格が引き上げられた。また「『印度省手形の売却価格は概略銀の売価を基礎として定むべき』こと」が発表される。つまり銀の価値に合わせてルピーの対外価値を調節するように変更された、ということだ。「ここに於てか印度は事実上銀本位制となり一八九三年以前の状態に帰ったのである」、矢内原はそのように評した²⁵。

こういった銀貨の上昇に至り、為替調整がうまくいかなくなる事は、今までに挙げた3つの参考文献に共通である²⁶。しかし最も矢内原が準拠しているものは、ここでもC.N. ヴァキルの『インドにおける貨幣と物価』であろう。⑨はほぼ英文をそのまま訳したものである。銀貨

騰貴からインド省手形の売り出し価格を銀価に合わせ、事実上の銀本位制になったという内容が、そのまま参考にされている。また、ルピーの名目価値が金属価値と一致したことのデメリットの具体例が、原論文には無かったが、「蓋し従来の公定為替相場にて銀を買入れ、之によりてルピー銀貨を鑄造することの損失を避くるが為である。」²⁷という一文が『帝国主義下の印度』では加えられた。これも「政府がこの様な状況で、ルピー価値を1シリング4ペンスに保とうとするなら、ルピーを鑄造し続けることは損失となる。なぜなら、ルピー銀貨を鑄造する毎に1シリング4ペンス以上の銀を費やすことになるからだ。」²⁸という一文が『インドにおける貨幣と物価』にある。原論文を書き上げたときに知りえた金融政策的な解説が、ここでも増やされたということだ。

さて、銀価が上がり、ルピーの価値も上がっていく中、ポンド貨の価値は下がり続け「倫敦紐育間の為替調節が一九一九年三月に廃止」された。換言すれば「磅の価値は金を離るる」に至ったという。かかる状況の中、金為替本位制の安定確保を調査するバビントン・スミス委員会が1919年5月に任命される。この委員会の決定で矢内原が特に取り上げた変化は2つある。「印度に紙幣準備の金銀及び金本位準備の金の半を置き、且つ金の自由鑄造を認めたる点」と「一ルピー英貨二志、とせずして一ルピーは金二志の割合と公表」された点である。特に後者は、ポンド貨の価値が下がり続ける中、ルピーの対外価値維持のために、直に金とルピーを結んだものであり、「最も著しき改正」と矢内原は称した²⁹。

このバビントン・スミス委員会に対する変更点について、矢内原はここでもヴァキルとジャタルの両氏の文献に則っていると思われる³⁰。また、為替相場の変遷についても⑩の通りヴァキルの数値を採用している。そして、このような為替高によってインドは輸入超過に陥るが、ヴァキルのデータでは輸出超過は11億2千ルピー、輸入超過は7億8千万ルピー³¹となっている。一方、矢内原が実際に引いてきたデータはケールの『インド経済研究入門』から、とられていることが⑪からわかる。一つに偏ることなく、史料を使い分けていることが、ここからわかるだろう。

輸入超過に陥ると言うことは、インドは英国に送金しなければならず、ポンドの需要が高まりルピーの需要は落ちる。つまり、ルピーの対外価値が下がっていくときだ。それを防ぐための逆インド省手形であるが、下がる勢いは止まらない。1920年6月に1ルピー金2シリング（英貨2シリング4ペンス）から英貨2シリングへと手形の売却価格を下げることになる。それでも趨勢は変わらず、1920年9月28日以来、逆インド省手形の売却を中止し、為替調節をやることとなった³²。この一連の流れと日付も、⑫を見ればわかる通り、『インドにおける貨幣と物価』を参考にしたものであろう。政策の内容やその意図だけでなく、外部状況の事実関係やその影響を含め、既出の3冊をおおいに参考にしているということである。

4. 金為替本位制の総括

さて以上のような通史と解釈を以て、矢内原は金為替本位制を総括し、それを自身で5点に分けている³³。その内の(2)・(5)はインドの金が英国に置かれ、金が英国の為に使われているにもかかわらず、インドの声は届かないというものである。「金為替本位制は金の節約を行う。しかるに節約されたる金は印度の立場より見れば退蔵」³⁴されたようなものである、というわけだ。確かに金為替本位制は移動など金が実際に必要な機会を少なくし、より発展した制度であるかもしれない。しかし、それは植民地と宗主国の関係性の中で出来上がったものであり、金の保有場所・英証券への投資など、かかる植民政策的一面を矢内原は主張した。そして、これは今まで見てきた中でも、史料中にも随所に見受けられ、矢内原が率先して本文に取り入れてきたところでもある。

そして、(4)では常にルピーの対外価値が高く設定されてきたことが指摘されている。ルピーの対外価値が高く設定されることにより、本国費の支払い能力が増す。銀価下落の際に本国費支払が相対的に増えてしまうことは既に触れたとおりだ。こうならないように常に、ルピーの名目価値が実質価値より高く設定されていたことを矢内原は主張している。

一方、矢内原がまとめた5点の中の(3)が「為替の安定を主眼とし、国内産業の需要を冷遇した」というものである。この論拠は次に当たらるだろう。

金為替本位制の下における通貨伸縮の状況を見るに、印度に於ける通貨の膨張又は収縮を規定する主因はルーピーの外国為替相場にして印度国内市場の状況によるものではない³⁵。

ルピーの対外価値維持の為に、インド省手形を売買する。その際、インド国内では流通ルピー量が増減するのであった。特に輸出に伴うインド省手形の売り出し、これはインド内での通貨膨張を意味する。しかし、この通貨膨張には時間がかかり、国内で消費されるものを含めた通貨需要を満たすには至らない。従って、常に物価が均衡し安定することは無い。こういったプロセスが、⑬に対応されている。また、このプロセスだけでなく、物価上昇値の実証例もヴァキルから矢内原は引用した³⁶。加えて「従って、ルピーの外部に対する安定維持を主要な目標にする戦前の貨幣制度では、内部の安定に十分な対応がなされなかった」³⁷ともヴァキルは述べてある。こういった観点自体がヴァキルからおおいに啓発されたものであると言っているだろう。

5. 金地金本位制

続いて1926年、ヒルトン・ヤング委員会を以てインドは金地金本位制体制に入る。ここでは、執筆時期と執筆内容の時期が近づいてきたこともあってか、エコノミストやスタチストか

らの引用がある。今までの通史と解釈から時事問題へ、という対象の性質変化を物語るものであろう。その様な中、ヒルトン・ヤング委員会において、矢内原がその報告の内容で依拠したものは、先のジャタール、バリ『インド経済論』第二巻であろう。

矢内原はまず、ヒルトン・ヤング委員会は金為替本位制の欠点を次の4点にまとめた、と言う。通貨の種類が複雑であること・準備制度が複雑であること・通貨伸縮の自動性のなさ・通貨が国内産業に対する弾力性を欠くこと、とした。そして4つの実行案から金地金本位制（Gold Bullion Standard）が実行されることになる。これは『インド経済論』第二巻の399～407頁と同じまとめ方である。また、ヒルトン・ヤング委員会の報告内容も表の⑭、⑮を見ればわかるように、ジャタールが参考にされている³⁸。

ここでの争点の一つはルピーが1シリング6ペンスの割合で相場が定められたことだ³⁹。ルピーの価値が高く見積もられれば、その分だけインドの購買力は増し英国の対インド向け輸出が有利になる。また前述の本国費について、インドにとっても負担は減る。しかし、英国品が流れ込み、インド内の産業育成に問題が発生することにも繋がりがかねない。こういった産業保護における英国とインドのやり取りとして「十月十一日付印度総督より本国印度事務大臣への電報」が紹介されている。内容はこれ以上高い相場になればインドの輸出が不利になるというものである。この電報を紹介し、矢内原は平価決定の問題に産業保護という一面を引き出した。そして、この電報はヴァキル『インドにおける貨幣と物価』に掲載されている⁴⁰。

また、委員会の決定のなかで、英国の利益として、インド政府の金地金の売り下げ価格をルピーの金平価にロンドンからボンベイへの金輸送費を加算することを、矢内原は挙げる。「このため金はインドにて買うよりロンドンにて買う方有利であり、従ってロンドンをば金の世界的市場たらしむることになる」と、矢内原は続けた⁴¹。

こういった英国の利益はジャタール『インド経済論』第二巻では「委員会の提案に対する反対」として紹介されている⁴²。

もう一つ、英国の利益として矢内原があげているものがある。それは「通貨準備の少なくとも四割を占むべき金準備には金地金よりも大なる割合の金証券を包含するを得しめ、且つ右準備中の金地金の一半は在外正貨として印度以外に保有するを得しむる点」である⁴³。通貨準備の4割は、金か金証券で保有するのだが金証券の割合が高く、その分英国に投資されていた。それと、その準備の金地金のうち半分はインドで、もう半分はインド以外で保有し、後者が外国で（ロンドンで）投資に使われるという以前からの弊害が、いまだに続いているという批判である。準備中の4割以上が金か金証券で保有しなければいけないこと、そして、金よりも金証券に傾いていることは『インドにおける貨幣と物価』を見れば詳細な値が載っている⁴⁴。また、「委員会によって推薦された金証券の大量保有は、我々の準備金が外国で投資されることを意味する」と『インド経済論』第二巻に出ている⁴⁵。これらインド人の記述はヒルトン・ヤング委員会の反対意見として書かれたものであるが、矢内原においては、英国の利益

として採用された。

対して委員会の決定に対する、インドの利益としては、準備制度の単一化、準備銀行の設立などに対して「インドの歴史的な要求が実現の一步を見たのである」、と矢内原は評価した。しかし、彼はこう続ける。「印度が新制度に対して尚不満なる主眼は金地金本位制の採用金貨本位制の不採用」である。金を国内に流通させず、国際決済の時にのみ金を使う、「金本位制度上最も進歩的な制度」が金地金本位制だ。しかしそれは金貨の伴う金本位制を求めたインドの願いとはかけ離れたものである⁴⁶。こうした金貨を求めるインド人の主張として、ここでも3頁にも渡って『インド経済論』第二巻が引用されている⁴⁷。それは、金貨流通に「インドの自主」という、意味合いを持たせる根拠として使われた。この部分は『インド経済論』第二巻の中でも「通貨と為替」部分の最後のまとめ部分である。その中の「金地金 VS 金貨本位制」という部分であり、金地金本位制への反対意見としての金貨本位制の意見をまとめた箇所である⁴⁸。

こうしてインド人の自主の要求 = 金貨の要求という前提を整えた矢内原は次のように述べた。

仮令、英国が印度のために与えんとする時印度は之に反抗し、その同じ制度を印度自ら立法するとき印度は之を以て満足することあるとも、之を以て印度をば没暁漢矛盾家と称すべきではない。そこに植民地問題の極致が存する。そは結果の問題にあらずして原理の問題、利益の問題にあらずして正義の問題、「善政」の問題にあらずして自主の問題たるが故である⁴⁹。

植民地問題、換言すれば、それは自主自立の問題である。たとえ金地金制がより進歩した制度であっても、それはインド人の中から欲されたことではない。それこそがインドにおける金融政策の中にある、植民政策的意義である。

以上見てきたように、貨幣制度が変わるたびに委員会が開かれてきた。そういった委員会の報告やその後の変化に対する解釈は大きく次の二冊にのっとっていた。ヴァキル『インドにおける貨幣と物価』、それとジャタール、バリ『インド経済論』第二巻である。

ヴァキル『インドにおける貨幣と物価』の内容は、三部からなる。そのうちの第一部から多くが引用されていた。その第一部は「金貨を伴う、若しくは伴わない金本位制が過去にインドで如何に否定されてきたか」という1806年から1920年までのインドの貨幣制度史の部分である。「農業、交易、そして工業に物価を通して貨幣制度が影響を与えている」ことの分析を主眼に置いた『インドにおける貨幣と物価』であるが、インドの物価の部分である第二部はほとんど引用されなかった⁵⁰。対する『インド経済論』第二巻はその名前が示すとおり、インド経済のことについて幅広く取り上げられている。その中の「貨幣と為替」という項目から多く参考に

されている。「貨幣と為替」の次の項目は「インドにおける物価の上昇」であるがそこからの引用も無かった。

さて、矢内原インド金融論についての大きな論点は2つある。インドの貨幣制度は大きく銀本位制・金為替本位制・金地金本位制と移り変わった。その度に①一貫してロンドンに金が置かれ、②インド側の金貨鑄造及びインドでの金保有の声は無視されてきたということが主張されている。このことによって、矢内原はインドの自主が妨げられていることを導きだした。また、英国が作り上げた貨幣制度の方法の具体例は、使っていた史料に書かれていたにもかかわらず、『帝国主義下の印度』まで採用されない部分があった。こういったことから、矢内原自身の一番の論点には、イギリスの具体的な金融政策は入っていなかったと考えられる。そして①、②の論点は共に史料にも書かれていることであり、それを矢内原は植民政策上の「自主」の観点でまとめるに至ったのである。

Ⅱ． 矢内原のインド金融論における修正点と情報源

1. 矢内原のインド論における修正点

さて、矢内原インド金融論は1937年の『帝国主義下の印度』に収録されている。その原論文は「印度幣制の植民政策的意義」としてさかのぼること8年、1929年が初出である。当然ながら、『帝国主義下の印度』が書かれる際に、様々な修正が為されている。

その修正箇所は全部で37箇所ある。第1節、第2節での変更点は無かった。つまり銀本位制までの記述に変更はなかったということである。

第3節・金為替本位制での修正は主に3つの類型がある。1つは政府の金本位準備について、英国の都合でインドの金が使われている、という位置関係の補強である。

例えば、表2の1番のように原論文では、「英本国政府は之を倫敦に置くべく其内容は金及び英貨有価証券より成るべきものと決定した」と指摘するに止まっていたところに、「即ち印度政府の金は英貨公債其他有価証券に放資せらるることとなったのである。」という一文が加えられた。インドの金がロンドンに置かれることの意味を、解説した一文が加えられている。また2番では「倫敦に於ける『本国費』（“Home charges”）—当時年額千七百萬ポンドに達した」という一文が加えられた。金本位準備の中から、為替維持対策以外に本国費にも併用されるようになったという解説の部分である。3番は原論文では「印度の非難喧しき」としか書かれていなかったが、1番の論点と同じく、英国に印度の金が使われているという非難の対象が加えられた。

次の類型はルピーの名目価値が金属価値よりも高く設定されているという、金融政策的な補足だ。表の4、5番がこれにあたる。4番は金為替本位制では常にルピーの金属価値よりも名目価値が高く設定されてきていたが、逆に実質金属価値が名目価値を上回ると管理しきれない

状況の説明である。金為替本位制の性質に関する説明だけでなく、後に本国費の軽減のため、為替を高く設定し、インド政府の財政負担を軽くしていたという小結がある⁵¹。この小結に対する、前置きの説明を果たす追加であった。

最後の類型は、為替調節に関する具体的な数値の挿入である。6番は先にも紹介したが、金為替本位制下での為替の上下限を追加で挿入した点である。また7番は値上がりする為替相場の始点を知らせるための補足であった。

金為替本位制の節は原論文32頁、『帝国主義下の印度』68頁を境に、それ以降は「金為替本位制の清算」部分となる。それ以前の原論文18～32頁は通史や解釈にあてられている。金為替本位制の節での修正は28箇所あるが、そのうち26箇所の修正が前半の通史や解釈部分に集中していた。その修正も、先の3つの類型のように、具体値や位置関係の補足や、後の小結に対する前置きの追加であった。矢内原による「金為替本位制の清算」後に大きな修正は無い。そして、それ以前の通史や解釈に対して、より後ろの展開につながりやすくなるような修正が、ここではなされた、ということである。

金地金本位制の節に入れば原論文を書いた時期には時事問題であったため、『帝国主義下の印度』までの八年間の間に起こった出来事の追記がある。準備銀行設立に関して、「無期限に延期せらるることになった」とされていたところが、『帝国主義下の印度』では「一九三四年三月六日遂に印度準備銀行法の成立を見たのであるが、之によれば該銀行は株式会社とし、総裁一名副総裁二名は理事会の推薦を考慮して印度総督の任命する処とし、理事四名は印度総督の任命、八名は株主による選挙、而して一名は印度総督の任命する官吏たるものと為した」という結果が追記されている。また新しい史料も追加されており、『インディアアナライズ』第三巻内のB.ナラン「ルピーとポンド」である。これも註を打ち括弧をつけて引用している部分のほかからも参考にされている部分がある。例えば、「1931年10月1日から1932年の12月まで、金の輸出は10億7080万ルピー、もしくは8000万ポンドに上った」⁵²というナランの記述は「一九三一年十月一日より一九三二年十二月末迄の金輸出高八千萬磅に上ったのである」⁵³と参考にされている。

さて以上のように修正された37箇所を見てみれば、本筋の内容はおろか瑣末な内容に至るまで、具体的に補足することはあっても、訂正したり前言撤回したりといった修正は無い。金為替本位制の部分に至っては、自身の総括部分での修正はほとんど無く、そこに至るまでの通史解釈部分での修正であった。ここからも内容の根幹にかかわる大きな修正が無かったことを窺わせる。また1929(昭和4)年から1937(昭和12)年という、まさにきな臭くなる時代においての修正であったが、そういった時代背景を受けての表現規制といった修正は、管見の限り見られなかった。原論文を書いたときから本人の中での主張は確固たるものがあったということであろう。

2. 矢内原のインド論における情報源

さて、以上見てきたように矢内原は原論文から『帝国主義下の印度』にいたる間に、様々な修正を施している。そこでは、ただ以前の史料を掘り返しただけでなく、新しい史料も追加されていたことは既述の通りだ。矢内原は論文を書き終えてからもインドの情報を収集し続けていたことになる。その情報源として確認されているものとして①村山道雄と②加納久朗がいる。

①村山道雄（1902（明治35）年–1981（昭和56）年）は矢内原と同じ神戸一中を卒業した矢内原の後輩である。三高を経て1925（大正14）年に東京帝国大学法学部政治学部を卒業した。矢内原のゼミには所属していなかったもののキリスト教徒として、矢内原が『通信』第一号を送るなどの親交があった。大学を卒業した1925（大正14）年に朝鮮総督府に勤めることとなった村山は、1940（昭和15）年に矢内原が朝鮮ロマ書講義を行った際に、矢内原を官舎に泊めた人物である。

そんな村山は、1935（昭和10）年に欧米各国に出張を命じられた。その際「英領インドの民族運動とインド統治の現状」を含む海外の情報を送ったという。そして、同年10月には矢内原から感謝の手紙が届いており、そのなかには「小生丁度印度の事を少しく調べて居りますのでよい参考でした」という内容があった。これが一つ目の情報源である⁵⁴。

②加納久朗（1886（明治19）年～1963（昭和38）年）は現在の千葉県にあたる、元一宮藩、藩主・加納久宜の二男である。学習院を経て1911（明治44）年に東京帝国大学法科大学政治科を卒業した。矢内原の7年先輩に当たる。1912（大正元）年に横浜正金銀行に入行し、1921（大正10）年にはロンドン支店支配人代理、1929（昭和4）年9月カルカッタ支店支配人、1934（昭和9）年からロンドン支店支配人を務めた⁵⁵。そんな加納は『帝国主義下の印度』の序で「氏は前に印度カルカッタ支店長在任当時より屢々印度問題に関する文献を惠贈せられ、ロンドン赴任後も同様の行為を継続せられたのであって、私の研究が同氏の刺戟に負う処は少くないのである」という謝辞を、矢内原から述べられている⁵⁶。彼らにどれほどの親交があったかは定かではない。しかし、『加納家史料目録』によると、年代は不明であるが、言論統制のなか真の学問ができないという嘆きの手紙を、矢内原から加納に送っていることが確認できる⁵⁷。

加納久朗自身キリスト教徒であったようで、『無教会史』第三期結集の時代では「無教会人」と形容されている。また、銀行の後輩である鶴田雅二による、キリスト教個人雑誌『聖書第一年』に加納久朗の追悼文が載っているようだ⁵⁸。この『聖書第一年』は東京の今井館に蔵書がある。しかし、筆者は未確認であり、加納家史料の調査ともども、今後の課題にしたい。

おわりに

今回、矢内原が使ったであろう史料を特定するために、筆者が利用した史料がある。それは

琉球大学付属図書館に保管されている矢内原忠雄文庫である。この矢内原忠雄文庫は、矢内原が生前に自身のノート類を琉球大学に寄付したものであり、電子化され画像がインターネット上で見る事が可能になっている⁵⁹。筆者は直接、この文庫の調査に沖縄へと向かった。

その矢内原文庫内、「ノート」の分類の中に「研究ノート：India [Paper Currency]」という史料がある。このノートは残念ながらいつにかかれたものかを示す記録は無い。しかし、書かれている内容を見ればイギリス統治期以前からのインド貨幣史をまとめたノートであることがわかる。そこには **Vakil, Wadia&Joshi, Kale, Jather** という5名の著者名と頁数のみが記載され、内容がまとめられている⁶⁰。ここに書かれている内容と著者名、それに頁数を参考に、矢内原が『帝国主義下の印度』本文の中で使われている参考文献を調べてみれば、それぞれ

- ① V.C. ヴァキル・M.K. ムランジャン 『インドにおける貨幣と物価』
- ② P.A. ワディア⁶¹・G.N. ジョシ 『インドの貨幣と貨幣市場』⁶²
- ③ V.G. ケール 『インド経済研究入門』
- ④ G.B. ジャタール・S.G. ベリ 『インド経済論』 第二巻

が対応していることがわかった。

このノートは通史やその解釈など「印度幣制の植民政策的意義」の準備ノートである可能性が高い。そういった仮定から、①～④の各文献を調べていった。

上記4文献、特に歴史的な事実関係、日付や数値の多くを『インドにおける貨幣と物価』、1919年以降のバビントン・スミス委員会以降の時事問題の解釈は『インド経済論』第二巻を矢内原は参考にしてている。そして、①インドの金がロンドンで保有され英国のためにつかわれる、②インドはインド内で金を使用したいと主張するも英国に無視される、こういった姿を描き出した。そして、この①と②は植民地と宗主国の関係であるからこそ出来ることである。金融政策的、為替操作的な部分は使った史料に既を書いてあったにもかかわらず、『帝国主義下の印度』になって補強された。こういったことから、植民地と宗主国の社会的関係の実態が第一であり、それが矢内原の問題意識であったことがわかる。

以上、矢内原の史料運用方法を見てきた。そこからわかったことは、矢内原が註をつけていたところ以外にも、V.C. ヴァキル・M.K. ムランジャン『インドにおける貨幣と物価』、G.B. ジャタール・S.G. ベリ『インド経済論』第二巻から主に参考にしてていること、つまりは文献調査がほとんどであるということだ。矢内原はインドへ直接、調査に行っていない。よって、より文献調査の比重が高くなるだろう。そうした文献調査の中でも、事実上の銀本位制に戻ったという主張である表1の⑨や、常にインドでは貨幣量・物価が安定しないメカニズムがあるという⑩のように経済分析において主張の核となるような部分までもが参考にされていると思われる。つまり矢内原の史料運用は二次史料が主体であり、海外情勢の把握と経済政策的な顛末をそうした文献から矢内原は手に入れた。そして矢内原はその情報を、自主の問題とい

う植民政策論へ再翻訳したということになる。

以上のような矢内原の史料運用と学問の方法は現代においては、やや問題があるかもしれない。しかし、当時の史料収集能力を考えれば、ある程度、輸入学問になってしまうことは仕方の無いことであろう。

そうした、史料運用から得られた矢内原インド金融論の意味を考えれば

①あくまで金融政策論でなく持論である植民地の自主問題として問題を設定したこと。

②その為の英字文献をいち早く収集し（金融論の原論文は1929年に書かれたにもかかわらず、同年の英語文献までも参考にしている）、日本語に翻訳し、日本に広めたこと。

この2点が考えられる。

このことによって当時、矢内原自身が引用している山崎覚次郎のような、金融政策的に優れたものであるという、インドの金融制度に対する日本での評価を相対化した。そして、インドではどのような経緯で制度が作られ、そしてどのような効果を持っていたかを見る、日本における地域研究の嚆矢と、矢内原はなったのである。

表1. 矢内原論文と参考文献の対応箇所

	矢内原論文	英文参考文献	伊澤訳
p.10	然るに1873年より銀の市場有名なる下落が始まった。	V-p.34	1873年に始まった金に対する銀価値の歴史的な下落は、上記の困難の原因である。
①	p.10 銀価下落の結果金本位国に対するルーペーの対外価値、即ち対英為替相場は下落したのである。	V-p.37	(しかしながら) 金に対する銀価値の下落に伴って、金に対するルーペーの価値が、言い換えればインドの為替相場が一致して下落していった。
p.10	ルーペーの対外価値の下落はインド財政経済に対して大脅威を与えた。	V-p.38	この状況「ルーペー価値の下落」はインドに重大な影響を与えた。
p.10	先づ財政上より見れば印度政府は銀ルーペーを以て租税其他歳入を徴収し、しかも "home charges" (本国費) と称せらるる巨額の対英本国支払の歳入は金貨払である。	K-p.313	インド政府の歳入は銀のルーペーで集められ、英国に支払う費用は金で支払わなければならない。
②	p.10 更に印度駐在の英国軍隊に対する支給は本国陸軍省の決定により磅貨を以て定められ、しかもその換算率は市場価格以上の高き割合を持って定められている。	V-p.39	インドに駐在するイギリス軍に対する陸軍省の支払いは英貨でなされ、そして大蔵省によってその当時の比率より高い比率に固定された。その高い比率で、彼らに対する支払いは行われていた。
p.11	ルーペーの相場が一片方下がれば本国勸定の金貨払を為すため一千萬ルーペー以上の支出増加を必要としたと称せられる。	K-p.313	実際、為替相場が1ペンス下落すれば、本国費を支払うための必要な金を調達するため、1千万ルーペー以上が用意されなければならない。
③	p.12 印度政府自ら一八八六年及び一八九二年の公文に於て本国政府に対し、複本位制採用の為めの国際会議開催を要求したのであった。	V-p.53, 56	イギリスの反対は有名であったが、インド政府は複本位に対する賛意を1886年に表明し、また同年にはインド省大臣にそのための国際会議の招集を要求した。1892年3月23日の公文書で、国際合意によって銀問題を解決するようインド政府が要請を繰り返した。

	矢内原論文		英文参考文献	伊澤記
④	p.12 然るに英本國政府の態度は始終一貫してこれに反対し、	V-p.56	As in the case of the previous Conferences the Government of England objected to an invitation which implied the acceptance of bimetallism.	今までの会議の場合、イギリス政府は根本位に対する暗黙の了承となる招待に応じることを拒否してきた。
⑤	p.13 1893年の法律を以て銀の自由鑄造を禁ずること、銀兌換の紙幣発行を停止すること、を定むると同時に、印度政府の布告を以て政府はルーピー純金七・五三四四グレーン(一志四片)の割合を以て金を提供すること、一磅金貨及半磅金貨は各々十五ルーピー及七ルーピー半の割合を以て政府に対する支払に用いられ得ること、上記の割合を以て金貨若しくは金地金兌換紙幣発行を成しえることを定めた。	V-pp. 62-63	the effect of this was that the Mint Masters were no longer bound to coin silver brought to the Mint; the Paper Currency Department was no longer to issue notes against silver bullion or coin / the object of the first was to fix the conditions on which Government would receive gold give rupees in exchange; the second authorised the receipt of sovereigns and half-sovereigns in payment of public dues; the third authorised the issue of notes against gold and gold coin.	この結果、造幣局は銀が持ち込まれても、もはや鑄造する義務はなく、紙幣局は銀塊や銀貨に兌換する紙幣を発行せず/第一に政府が金を受け取って交換に与えるルーピーの条件を固定すること。第二に公的な税の支払に1ポンド貨若しくは半ポンド貨を受領することを公認する。第三に、金や金貨と兌換する紙幣を発行すること。*原書註に交換比率が記載されている。
⑥	p.13 かく銀の自由鑄造を廃止したけれども、銀貨は以前法貨にして政府自らこれが鑄造を継続し、又金貨は政府への支払に用い得るものとなしたけれども金貨の自由鑄造は認められて居ない。	K-p.315	Act No.VIII of 1893 was passed providing for the closing of the Indian mints to the "free coinage" of both gold and silver, however, reserving power to Government to coin rupees on its own account.	1893年の法律第8号が通過し、インドの造幣局での金と銀両方の自由鑄造が廃止された。しかし、インド政府にはその責任においてルーピー貨を鑄造する権利を留保されていた。
⑦	pp.22-23 (1) ソヴェリン金貨の自由鑄造を為すこと、金貨の流通量が公衆の要求を超過するに至る迄は銀の自由鑄造を停止を継続すること。 (2) けれどもルーピー銀貨は依然無制限法貨として通用せしむ。 (3) ルーピーの金に対する比率は一志四片とする。	J-pp. 344-345	(i) The Indian Mints should be thrown open to the coinage of gold sovereigns and half-sovereigns The Mints should remain closed to the free coinage of silver as already decided in 1893, "until the proportion of the gold in the currency is found to exceed the requirements of the public." (iii) The rupee might continue to be unlimited legal tender (ii) The ex-change rate was to be finally fixed at 1s.4d. per rupee.....	インド造幣局はソヴェリン金貨及び半ソヴェリン金貨の鑄造を始め…造幣局は1893年に決めたように「金貨の割合が民衆の要求を上回ったことがわかるまで」銀の自由鑄造を停止したまままでであること。 ルーピーは無制限法貨のままとする。 交換のレートは最終的に1ルーピー=1シリング4ペンスで固定する。

	矢内原論文	英文参考文献	伊澤訳
⑦	pp.22-23 (4) 政府は金の提供者に対してルーピーを交付する義務を負うも、ルーピーに対して金を交付する義務を負わず(金準備上困難を伴うから)。 (5) ルーピーを金に交換し得るに至らしむる資金として将来の銀貨鑄造益金を以て特別準備金を設定し之を紙幣準備金及一般国庫金と別置すること。 (6) 政府は特に印度の貿易が逆調たるときは金を輸出するため必要なる手段をとること。	(iv) Government should continue to give rupees in exchange for gold, though they should not bind themselves to give gold in exchange for rupees, (v) For securing the convertibility of the rupees into sovereigns, the profits on any future silver coinage undertaken by Government should be credited to a gold fund to be kept "as a special reserve, entirely apart from Paper Currency Reserve and the ordinary treasury balances." (vi) Government should be prepared to make gold available, particularly for export when the balance of trade goes against India.	インド政府は金と交換にルーピーは払い続けるが、ルーピーと交換に金を払うことは義務付けられないこと ルーピーを金貨に交換するための資金を確保するため、「特別準備金として紙幣準備金や一般国庫金と別に」基金をつくり、そこにインド政府が引き受けた、今後の銀貨鑄造利益を振り込むこと。 特にインドにとって貿易収支が赤字のときのために、政府は金を利用可能に準備しておくこと。
⑧	p.24 印度政府はそれが金より成るべく且つ印度内に置くべきものと主張したるに拘らず、英本國政府は之を倫敦に置くべく其内容は金及び英貨有価証券より成るべきものと決定したのである。	The Government of India proposed the constitution of a Gold Reserve to be kept in India The Gold Reserve on the other hand, should consist chiefly of gold. The Secretary of State, however, decided against this. He preferred to have the gold located in London and invested in sterling securities.	インド政府は金本位準備をインドに置くよう提案した。...一方、金本位準備は主に金から成るべきとした。インド省大臣はしかしながら、このインドの主張に反した。金をロンドンで保有し、英貨証券に投資するほうが良いとされた。
⑨	p.28 即ち印度省は一九一七年八月二十八日に即時払電信為替の率をば一志四片四分一より一志五片に引き上げ、まもなく「今後印度省手形の売却価格は概略銀の売価を基礎として定むべき」ことを発表した。ここに於てか印度は事実上銀本位制となり一八九三年以前の状態に帰ったのである。	the Secretary of State raised the rate for immediate tele-graphic transfers from 1s.4 1/4d. to 1s.5d. on 28th August 1917. Soon after this it was announced "That the price at which Council Drafts would be sold in future would be based roughly on the price at which silver could be bought." This announcement was equivalent to declaring the restoration of Silver Standard in India like the one that was in existence before 1893.	インド省は1917年8月28日に即時電信為替のレートを1シリリング4ペンス4分の1から1シリリング5ペンスに引き上げた。まもなく「今後インド省手形の売却価格は概略銀の買価に基づくよう」公表された。この公表は1893年以前にインドに存在した銀本位制への復帰を宣言することに等しかった。

	矢内原論文		英文参考文献	伊澤訳	
⑩	p.30	其後英米クロス・レートの下落に伴いルーピーの対英貨為替相場は益々上りて、一九二〇年二月十一日には英貨二志十片四分ノ一に到達した。	V-p.125	A further fall in American exchange was followed by rise in the Indian exchange to 2s.10 1/4d. on 11th February 1920.	更なるアメリカの為替相場の下落後、1920年2月11日、インドの為替相場が2シリング10ペンス4分の1に上昇した..
⑪	p.31	一九一九―一九二〇年度に於いては輸出超過額十一億九千萬ルーピーなりしものが、次年度には七億九千万ルーピーの輸入超過となったのである。	K-p.405	while the year 1919-20 showed a favourable balance of 119 crores in private merchandise, the next year had to record an excess of imports of over 79 crores!	1919-20年には輸出超過11億9千万ルーピーだったが、翌年には7億9千万ルーピー以上の輸入超過を記録するはめになった。
⑫	pp.31-32	しかも為替の下落止まざる為め一九二〇年六月二十四日以降ルーピーの比価を金二志の公定を改めて英貨二志に下げ（金二志は英貨二志四片に当った）、逆印度省手形の売出増加に伴い通貨を収縮して新比価の維持に努めたが、ルーピー為替の下落尚止まざりしを以て政府は之に対抗する力を失い一九二〇年九月二十八日以來逆印度省手形の売出を止め為替をば成行に任すこととなった。	V-p.128	In view of this, the Government abandoned the attempt to fix the rupee to 2s. Gold, and from 24th June 1920 fixed the price of Reserve Council on the basis of a 2s. Sterling rupee..... In spite of this large contraction of the currency, it was not possible to maintain the desired exchange,..... Under the circumstances, the government of India retired from the field, and withdrew their offer to sell drafts on London from 28th September 1920, leaving the exchange to its fate, at least for a while.	〔ルーピーのレートが低下しているという〕観点から、インド政府はルーピーを金2シリングに固定しようと試みることを諦め、1920年6月24日から逆インド省手形の値段を英貨2シリングに基づきよう固定した。.....大規模な通貨収縮にもかかわらず、思い通りの為替相場を維持することはかなわず、.....この様な状況の下、インド政府は、1920年9月28日からロンドンで手形を売る申し出を撤回し、少なくともしばらくの間、為替相場を成り行きに任せることになった。

	矢内原論文		英文参考文献	伊澤記
⑬	pp.36-37	今、ルーピーが高くなれば印度省手形の売出しにより之を安定せしめんことを努め、之に対する手形支払の爲めに印度に於ては通貨が発行せられ、この通貨膨張はそれ故に爲替銀行による印度省手形の需要に基き、右手形の需要は印度の輸出増加に基くものである。然るに印度に於ける物質の生産及び出回りより輸出に到る間には相当の時日を経過し、又生産物にして輸出に向けられず国内市場に於て消費せらるるものも少なくない。従つて輸出手形の売出しを以て始まる通貨供給は印度全生産物の価値を流通せしむるに足りない。	V-93	従つて、この通貨膨張は英国爲替銀行によるインド省手形の需要に基き、その手形はインドにおける輸出の状態に基づいていから都市や港へ移動する際にはインド内での通貨膨張に対する真の需要は始まっている。インド省手形への爲替銀行による需要は効果が出るまでに時を要するので、この作られた通貨逼迫は暫くのあいだ満たされることがない。そして、たとえ爲替銀行による通貨膨張が効果をあらわしたとしても、輸出向けでなく国内の消費の為に生産された商品が国内を流通するためにも、この爲替銀行による需要は通貨逼迫を満たすのに十分ではない。
⑭	11号 p.56	通貨準備中の金の量が金貨流通制を実施するに十分なるほど大とならざる限り且つ将来金貨制採用の爲め明確なる決定の爲されざる限り、ソヴェリン貨の法貨たる性質を除去すべし。	J-p-411	委員会は準備中の金が金貨の導入に十分なるほど大きくない限りは、また、金貨を採用すると明確な決定が無い限りは、ソヴェリン貨の法貨の性質を取り去るよう提案した。
⑮	p.57	従つて一般民衆をして新貨幣制度に習熟し之を信任せしむる手段としては、政府は別に有利なる手子を附して三年若くは五年の短期貯蓄債権を発売し其所持者の選択に從ひ法貨又は金を以て支払うものとすること。	J-p-411	貨幣制度に対する大衆の信頼を確保するために、高い利子収入があり、3年か5年で償還する貯蓄証券をインド政府が売り出し、法貨が金で換金することを認めるようにすること、と委員会は提案した。

(註) 英文献頁時の V は Vakil, C.N. & Muranjan, S.K., *Currency and Prices in India* (Bombay, Taraporevala Sons & Co., 1927), K は Kale, V.G., *Introduction to the Study of Indian Economics* (Poona, AryashushanPress, 1922), J は Jathar, G.B. & Beri, S.G., *Indian Economics Being a Comprehensive and Critical Survey of the Economic Problem of India, the Economic Problem of India, Vol.II* (Bombay, Taraporevala Sons & Co., 1929) を示す。

(出典) Vakil, C.N. & Muranjan, S.K., *Currency and Prices in India* (Bombay, Taraporevala Sons & Co., 1927), Kale, V.G., *Introduction to the Study of Indian Economics* (Poona, AryashushanPress, 1922), Jathar, G.B. & Beri, S.G., *Indian Economics Being a Comprehensive and Critical Survey of the Economic Problem of India, Vol.II* (Bombay, Taraporevala Sons & Co., 1929) と矢内原忠雄「印度幣制の植民政策的意義」(一)、(二)『国家学会雑誌』第43巻10号、11号(国家学会、1929年)に基づいて筆者作成。

表2 矢内原原論文と『帝国主義下の印度』追加分

	原論文	帝国主義下の印度	追加分
	10号		
1番	p.24, 1.3	p.57, 1.12	即ち印度政府の金は英貨公債其他有価証券に放資せらるることとなったのである。
2番	p.25, 1.1	p.58, 1.11	倫敦に於ける『本国費』（“Home charges”）－当時年額千七百萬ポンドに達した
3番	p.26, 1.12	p.61, 1.3	一方ルーピーの為替相場はほぼ一志四片の安定を保ち得たのである。けれども金為替本位制の運用、殊に印度の金を倫敦に蓄積して英貨放資に使用する制度に対する印度世論の非難喧しき…
4番	p.28, 1.13	p.63, 1.11	元来一八九三年以来の通貨政策は銀価下落の趨勢に対抗してルーピーの為替相場をばその金属価値以上に高き標準を以て安定せしむることを目的とし、金為替本位制はその手段として展開し来れる制度である。然るに今反対に銀貨の昂騰に面しては政府の行政的手段によりルーピーの為替相場をその金属的価値以下に維持することに困難を来たし、金為替本位制の運用は為替安定手段として無力となり、ルーピーの為替相場は再び銀と結合せられた。
5番	p.30, 1.8	p.65, 1.14	当時に於て銀貨が一オンス六十三片となればルーピーの金属価値は金二志に当る計算であったが、実際に於て銀の市価は之よりも少々低くあったのである。
6番	p.25, 1.2	p.58, 1.14	印度省手形を一志四片八分の一即ち金輸入点の価格にて無制限に売り出し、（中略）、逆印度省手形をば一志三片三分の二九即ち金輸出点の価格にて無制限に売出し
7番	p.30, 1.13	p.66, 1.5	而して現にバビントン・スミス委員会の調印せられし一九一九年十二月にはルーピーの為替相場は英貨二志四片であったのであるが（十二日電信為替）

（出典）矢内原忠雄「印度幣制の植民政策的意義」（一）『国家学会雑誌』第43巻10号（国家学会，1929年），
矢内原忠雄『帝国主義下の印度』（大同書院，1937年）に基づいて筆者作成。

註

- 1 矢内原忠雄の生涯については帝大辞職までであるが、矢内原伊作『矢内原忠雄伝』(みすず書房、1998(平成10)年)が詳しい。また『矢内原忠雄全集』第29巻(岩波書店、1965(昭和40)年)674~846頁に生涯の詳細な年表が掲載されている。
- 2 どれだけインドのことを論じているかという事を、数値化することは難しいが、試みにインドのことを触れている註の数を言えば、1~9章の植民に関する部分に13、10~18章の植民政策の部分で36あり、合わせて49ある。
- 3 矢内原忠雄「日記 大正十年(留学日記)」『矢内原忠雄全集』第二十八巻(岩波書店、1965年)618、627頁。矢内原忠雄『英国植民省に就て』(拓殖局、1921年)序文を参照。
- 4 矢内原忠雄「印度の民族運動」『改造』1929(昭和4)年5月号、改造社、23頁。
- 5 スーザン・タウンセンド「矢内原忠雄と大英帝国一植民地改革のモデルとして」都築忠七、ゴードン・ダニエルズ、草光俊雄編『日英交流史1600-2000 5 社会・文化』(東京大学出版会、2001年)、166~181頁を参照。他に片岡俊郎「インド金為替本位制度(1893~1913年)に対する矢内原忠雄氏と新庄博氏の見解：『帝国主義下の印度』と『広域経済と貨幣制度』」『福山大学経済学論集』10巻1・2合併号(福山大学経済学研究会、1986年)181~203頁などがある。
- 6 渡辺昭一「インド金為替本位制の展開と在ロンドン資産」桑原莞爾・井上巽・伊藤昌太編『イギリス資本主義と帝国主義世界』(九州大学出版会、1990年)、216頁。他の先行研究を挙げれば、絵所秀紀「『ヒルトン・ヤング委員会』報告分析」『経済志林』第46巻第1号(法政大学経済学会、1978年)49~50頁で、1978年の日本インド金融史研究の水準について「『帝国主義下の印度』(1937年刊行!)の射程をほとんど抜け出していない」と評した。井上巽『金融と帝国』(名古屋大学出版会、1995年)、57頁・吉岡昭彦「イギリス綿業資本と本位制論争」岡田与好『近代革命の研究 下巻』(東京大学出版会、1973年)、204頁・松本陸樹『イギリスのインド統治—イギリス東インド会社と「国富流出」』(阿吽社、1996年)、42頁等で『帝国主義下の印度』が引用・紹介されているが、いずれも矢内原の論を分析したものではない。
- 7 例えば矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」『国家学会雑誌』第42巻5~9号(国家学会、1928年)では、計231頁のなか貨幣制度についての記述は5頁しかない。対するインドは矢内原忠雄「印度幣制の植民政策的意義」、『国家学会雑誌』第43巻10号、11号(国家学会、1929年)において80頁ある。
- 8 若林正文編『矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精読』(岩波書店、2001年)340頁。
- 9 矢内原忠雄「印度幣制の植民政策的意義(一)」、『国家学会雑誌』第43巻10号(国家学会、1929年)10頁。
- 10 C.N. ヴァキル(Chandulal Nagindas Vakil)は1895年生まれのインドの経済学者。ボンベイ大学及びロンドン大学にて学び、ボンベイ大学の経済社会学学校の経済学教授を1930年から1956年まで務めた。WHO's WHO of Indian Writers (New Delhi, Sahitya Akademi, 1961),

- p.380.
- 11 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義（一）」, 10～15頁.
 - 12 『インドにおける貨幣と物価』第二部の物価の部分はヴァキルの指導の下, 1923年から1925年にかけてムランジャンに執筆された修士論文が元になっているという. Vakil,C.N., & Muranjan, S.K., *Currency and Prices in India* (Bombay, Taraporevala Sons & Co., 1927), p.iii.
 - 13 V.G. ケール (Vaman Govind Kale) は1876年生まれのインドの経済学者. インド・プネーのファーガソン大学に学び, 1919年から5年間, ボンベイ大学で研究員を務めた. そしてファーガソン大学で歴史学と経済学の教授となった. Francis Law ed., *The Indian Year Book 1943-44 A Statistical and Historical Annual of The Indian Empire, with an Explanation of the Principal Topic of the Day*, (Bennett Coleman & Co.,LTD., 出版年不明), p.1038.
 - 14 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, pp.38-40, 61-64.
 - 15 Kale, V.G, *Introduction to the Study of Indian Economics* (Poona, AryashushanPress, 1922), pp.313-316.
 - 16 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義（一）」, 22～24頁.
 - 17 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義（一）」, 25頁.
 - 18 井上巽, 前掲『金融と帝国』, 63～71頁が金為替本制下での為替調節に関して参考になる.
 - 19 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義（一）」, 2頁.
 - 20 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義（一）」, 26頁.
 - 21 G.B. ジャタール (Genesh Bhaskar Jathar) は1887年生まれのインドの経済学者. イギリス領インド時代中央政府にあって, 教育行政官を務めた. 退官後ボンベイ州ダールウァールにあるカルナターク教育教会の学芸大学学長となった. 『世界名著大事典』第8巻 (平凡社, 1962年), 239頁. 『インド経済論』第二巻の表紙にはデカン・カレッジの歴史学・政治経済学教授となっている.
 - 22 S.G. ベリ (Sridhara Covinda Beri) は1894年生まれのインドの経済学者. ボンベイ州の教育行政官を勤め後のボンベイ大学のシデンハム・カレッジの商学・経済学教授となった. ジャタールとの共著が多い. 前掲『世界名著大事典』第8巻, 500頁. 『インド経済論』第二巻ではカルナタク・カレッジの歴史学・政治経済学教授となっている.
 - 23 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, pp.91-92. Jathar, G.B.& Beri, S.G., *Indian Economics Being a Comprehensive and Critical Survey of the Economic Problem of India*, Vol.II (Bombay, Taraporevala Sons & Co., 1929), pp.351-352, 357-358.
 - 24 矢内原忠雄『帝国主義下の印度』(大同書院, 1937年), 58～59頁.
 - 25 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義（一）」, 28頁.
 - 26 Kale, *op.cit.*, pp.347-349, Jathar & Beri, *op.cit.*, pp.366-369, Vakil & Muranjan, *op.cit.*, pp.109-115.

- 27 矢内原忠雄, 前掲『帝国主義下の印度』, 63頁.
- 28 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, p.111.
- 29 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 29~30頁.
- 30 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, pp.122-123, Jathar & Beri, *op.cit.*, pp.371-372. この二つと矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 29頁を比べてみると良い. 表の⑨や⑩とはほぼ同じ要領なのでここでは, 詳しい対照は省略する.
- 31 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, p.126.
- 32 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 31~32頁.
- 33 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 53~55頁.
- 34 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 42頁.
- 35 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 36頁.
- 36 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 40頁.
- 37 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, p.95.
- 38 Jathar & Beri, *op.cit.*, pp.410-416.
- 39 矢内原忠雄「印度幣制の植民政策的意義(二)」, 『国家学会雑誌』第43巻11号(国家学会, 1929年)59~63頁.
- 40 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, p.516. 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(二)」, 63頁.
- 41 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(二)」, 66頁.
- 42 Jathar & Beri, *op.cit.*, p.447
- 43 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(二)」, 66~67頁
- 44 Vakil & Muranjan, *op.cit.*, p.465.
- 45 Jathar & Beri, *op.cit.*, p.448.
- 46 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(二)」, 67~68頁.
- 47 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(二)」, 68~70頁.
- 48 Jathar & Beri, *op.cit.*, pp.443-446.
- 49 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(二)」, 73頁.
- 50 Vakil & Muranjan, *op.cit.* p.vi.
- 51 矢内原忠雄, 前掲「印度幣制の植民政策的意義(一)」, 34~36頁.
- 52 Narain, B., "The Rupee and the Pound" in Maini, A.N.ed., *India Analysed Volume III* (London, Victor Gollancz LTD, 1934), p.112.
- 53 矢内原忠雄, 前掲『帝国主義下の印度』, 113頁.
- 54 ここでの村山の情報は秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会, 1981年)233頁, 『嘉信月報』7号(みすず書房, 1967年)4~7頁, 南原繁他編『矢内原忠雄—信仰・学問・生涯』(岩波書店, 1968年)316~320頁, を参考にした.

- 55 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会，2002年），159頁。
- 56 矢内原忠雄，前掲『帝国主義下の印度』，序2頁。
- 57 『加納家史料目録』（一宮町教育委員会，2005年），60頁。現物の史料が一宮町教育委員会によって保管されているようだが，筆者は未確認である。今後の課題として，加納の日記も併せて，早急に調査したいと考えている。
- 58 無教会研究会編『無教会史』第三期集結の時代（新教出版社，1995年），185～187頁。
- 59 「矢内原忠雄文庫」〈<http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/yanaihara/index.php>〉2013年10月13日閲覧。
- 60 矢内原忠雄『研究ノート：India[Paper Currency]』3～14頁。インターネットの場合は〈http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/yanaihara/details.php?bid=507&image_id=1&con_dir=¤t_id=3〉2013年10月13日閲覧。
- 61 P.A. ワディア（Pestonji Ardesher Wadia）は1878年生まれのインドの歴史家。ボンベイのウィルソンカレッジで歴史学と哲学の教授をしていた。Waman, P.K.ed., *Indian Who's Who 1937-1938* (Yeshanand & Co., 出版年不明), p.822. 『インドの貨幣と貨幣市場』の表紙にはワディアはボンベイ，ウィルソンカレッジの政治学と経済学の教授，ジョシは同校，経済学と歴史学の教授となっている。
- 62 Wadia, P.A., Joshi, G.N., *Money and the Money Market in India* (London, Macmillan and Co, 1926).

Analysis of How to Use Materials in Dr. Tadao Yanaihara's Paper on Indian Finance: About the State of Period that the Area Study Came into Existence in Japan

IZAWA Yuji *

Abstract

Dr. Tadao Yanaihara is the originator of area studies in Japan. There are many preceding studies about him, but prior study about his essay on India exists in very few although he had done research in India for a long time.

This article analyzes how he wrote the theses on Indian finance. For this purpose, I researched materials he had used for his papers. I think this way improves how to study the first generation of area studies in Japan.

Yanaihara's opinion in his essay on Indian finance consists of two segments. At first, he criticized that Indian gold was kept in London and was used for Britain. Secondly, he also criticized that Britain ignored Indian requests that Indian gold be used for India. He referred to C. N. Vakil & S. K. Muranjan, *Currency and Prices in India*, and G. B. Jathar, & S. G. Beri, *Indian Economics, Being a Comprehensive and Critical Survey of the Economic Problem of India*, Vol. II. From these secondary sources, he got information about the international situation and economic policy in India. He analyzed the secondary sources from the point of view of relations between the suzerain and the colony, and then he became the originator of area studies in Japan.

Keywords

Tadao Yanaihara, Indian finance, Materials, Area Study, C. N. Vakil, G. B. Jathar

* Correspondence to : IZAWA Yuji
Graduate School of Economics, Ritsumeikan University
1-1-1 Nojihigashi, Kusatsu, Shiga 525-8577 Japan
E-mail: ec022062@ed.ritsumeikai.ac.jp